

第 2 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成25年2月1日(金)
 開会 午後1時30分
 閉会 午後3時00分
2. 場 所 市役所大会議室(4階)
3. 出 席 22名
4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	平 山 修	○	21	副島 博司	○
2	松尾 直一	○	12	橋口 忠次郎	○	22	中島 善重	○
3	前田 英司	○	13	森 登喜男	○	23	井手 憲一郎	○
4	福田 義晴	○	14	内海 敏光	○			
5	齊藤 厚男	○	15	梅崎 義純	○			
6	池田 良一	○	16	藤森 秀喜	○			
7	藤田 勉	○	17	前田 國太郎	○			
8	市丸 和男	○	18	土井 末義	○			
9	西山 哲	○	19	前田 儀三郎	欠			
10	岩永 孝雄	○	20	竹本 照雄	○			

議事録署名者 10番 岩永 孝雄

 14番 内海 敏光

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	武野逸郎	農地係長	原利彦
農地係員	春田文子	農地係員	

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第8号	農地法第5条許可の取り消し願いについて	(1件)
議案 第9号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	(1件)
議案 第10号	農地法第5条の申請について	(2件)
議案 第11号	農地法第4条の申請について	(1件)
議案 第12号	農地法第3条の申請について	(5件)
議案 第13号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 56件) (利用権設定 転貸 2件) (利用権設定 期間借地 5件) (公社への売渡取消 1件) (公社への売渡 2件)	
議案 第14号	農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業 (農地売買事業)に伴うあっせん委員の指名について	(1件)

8. 報告事項

報告 第4号	農地法第18条第6項通知の受理について	(4件)
報告 第5号	農地の形質変更届出について	(2件)

9. 連絡事項

なし

議 事 録

議長

みなさん、こんにちは。
(挨拶)

議長

それでは、ただいまより第2回農業委員会会議を開会します。
本日の会議は欠席者1名、19番の前田儀三郎委員が欠席となっております。
次に、議事録署名人のご依頼を申し上げます。
今回は10番 岩永委員、14番 内海委員です。
事務局で作成する議事録が完成次第ご署名をお願いします。
本日の議案数は、5つです。

- | | | |
|------|---|-----|
| 第 8号 | 農地法第5条許可の取消し願いについて | 1件 |
| 第 9号 | 農地転用後の事業計画変更承認申請について | 1件 |
| 第10号 | 農地法第5条の申請について | 2件 |
| 第11号 | 農地法第4条の申請について | 1件 |
| 第12号 | 農地法第3条の申請について | 5件 |
| 第13号 | 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について | |
| | 利用権設定 通年 | 56件 |
| | 利用権設定 転貸 | 2件 |
| | 利用権設定 期間借地 | 5件 |
| | 公社への売渡取消 | 1件 |
| | 公社から売渡 | 2件 |
| 第14号 | 農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名について | 1件 |

となっております。

また、報告事項は、3つです。

- | | | |
|-----|---------------------|----|
| 第4号 | 農地法第18条第6項通知の受理について | 4件 |
| 第5号 | 農地の形質変更届出について | 2件 |

となっております。

議長

それでは、議事に入ります。
議案第8号 農地法第5条許可の取消し願い1件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第8号 農地法第5条許可の取消し願い1件についてご説明します。
議案の1ページ、1番になります。

この案件につきましては昨年10月に受けた5条許可の一部の取消し願いとなっておりますが、今回、取消し部分を除き計画区域を縮小したため農地転用後の事業計画変更承認申請が出ておりますので、議案の2ページ議案第9号農地転用後の事業計画変更承認申請2番についても併せて説明します。

図面は、案内図と字図が1ページ、土地利用計画図が2ページ、縮小部分の求積図が3ページになります。

昨年10月に5条許可を受けてありましたが、計画地の一部が河川改修の収用予定地となったため、5条許可の一部の取消し願いがでております。また収用予定地を計画から除き駐車場面積を縮小するため農地転用後の事業計画変更承認申請が出ております。

申請地は、国土調査が未了地区であり公簿面積と実測面積の誤差があるため議案には公簿面積と申請地の実測面積を記載しております。

議長

農地法第5条許可の取消し願い 1番
農地転用後の事業計画変更承認申請 2番 について、御意見、御質問はございませんか。

議長

<な し>

無いようですので、

議案第8号農地法第5条許可の取消し願い 1件

議案第9号農地転用後の事業計画変更承認申請 1件

について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。

続きまして、議案第10号農地法第5条の申請2件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第10号農地法第5条の申請2件についてご説明します。

議案の3ページ、5番になります。

図面は、案内図が4ページ、字図が5ページ、断面図が6ページ、土地利用計画図を7ページ、変電設備を8ページにつけております。

申請地は、大坪町永山地区です。

譲受人は、メガソーラーに関する事業を行う株式会社で申請地にメガソーラーを建設し売電事業を行うための申請です。

農地区分は申請地が圃場整備された農地ではなく10ha以上のまとまりのある農地の区域内にある農地ではないため、第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な雑種地等がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の3ページ、6番になります。

図面は、案内図と字図が9ページ、土地利用計画図が10ページになります。

申請地は、木須町木須西地区です。

借受人は、現在、借家に住んでいますが、実家に隣接する申請地に分家住宅を新築するための申請です。

農地区分は、申請地が市役所の牧島公民館から300m以内であり、第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)のiii、市役所(これらの支所)から概ね300m以内に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

議案第10号農地法第5条の申請については以上2件です。

議長 それでは、農地法第5条5番について担当委員から説明をお願いします。

2番委員 現場は、白野の国道202号の西側になりますね。昨年の12月19日に永山の役員さん10名、白野の役員さん8名で協議をしました。1,288kwくらいの電力を供給するという事です。別に地元協議でも問題なく過ごしましたがみなさんで協議があればよろしくをお願いします。

議長 農地法第5条5番について、御意見、御質問はございませんか。

14番委員 西九州道とは重ならないですか。

2番委員 永山公民館より上になるので重なりません。

17番委員 売買ですか。

事務局 売買です。もともと山林原野でした。その山林原野をある事業所が土砂を採集するために切り開いてあったのですが、その時期に地籍調査が入り畑という地目になりました。その後資材置場として利用されていたので、経緯書を添付しての申請となっています。今回はその土地を購入して新たにメガソーラーを設置して売電事業に取り組むということです。

- 議長 他に御意見、御質問はございませんか。
<な し>
続きまして、農地法第5条6番について担当委員から説明をお願いします。
- 12番委員 この場所は先ほど説明がありましたように牧島公民館の手前のほうですが、所有者の家のすぐ前に畑を持っておられ、長男が他所でアパートを借りられているのですが家賃も高いしもったいないということで息子さんへの使用貸借で申請をされています。周りには畑等もなく問題ないと思いますので、生産組合長さんや区長さんの承諾もありましたので、どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長 農地法第5条6番について、御意見、御質問はございませんか。
<な し>
無いようですので、議案第10号農地法第5条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。
続きまして、議案第11号農地法第4条の申請1件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号農地法第4条の申請1件についてご説明します。
議案の4ページ、1番になります。図面は、案内図と字図が11ページになります。申請地は、大川町井手口地区です。
申請人が高齢で耕作が難しくなり植林するための申請です。
農地区分は申請地が圃場整備された農地ではなく10ha以上のまとまりのある農地の区域内にある農地ではないため、第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。
許可基準としましては、植林のため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。
議案第11号農地法第4条の申請については以上1件です。
- 議長 それでは、2番について担当委員から説明をお願いします。
- 11番委員 場所的には井手口川の上流に向かって眉山という山がございますけれどもその中腹に位置しておりまして、先日現地確認を本人といたしました。梨が樹齢50～60年なって生産性が低くなり、本人ももう80歳近い方でございまして、子供たちも後を継がず後継者もないということなので承認をいたしました。もう周囲がほとんど山に囲まれたところで特に問題は無いと思います。審議をよろしくお願いいたします。

議長 2番について、御意見、御質問はございませんか。

<な し>

無いようですので、議案第11号農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。

続きまして、議案第12号農地法第3条の申請5件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号農地法第3条の申請5件について説明します。

議案は5～6ページになります。

議案の11～15番まで申請事由や経営状況等を掲げております。

全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。

申請内容について御質問等がありましたらお願いします。

農地法第3条の申請については以上5件です。

議長 それでは、事務局より説明がありました。農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の5～6ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。

<な し>

無いようですので、議案第12号農地法第3条の申請5件については許可相当として意見を付して県へ進達します。

続きまして、議案第13号農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について、まずは利用権設定の通年56件の説明を事務局からお願いします。

事務局 議案第13号農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年56件について、ご説明いたします。議案の7～12ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。

今回は借受人が18名、貸付人が54名で、面積は、田の161,024㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を13～41ページに掲げておりますので、御審議をお願いします。

議長 議案第13号農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年56件について、御意見、御質問はございませんか。

議長 60番は、1年間でこの面積で450kgをこれからずっと借りられるのですか。

事務局 契約は3年間でされています。1年間で450kgの米ということになっています。一応3年間はこの計画ですが途中で変更が出てくる可能性があるかもしれないが、今のところは3年間の契約でされています。

議長 他に御意見、御質問はございませんか。

＜な し＞
無いようですので、議案第6号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年56件については申出のとおり決定します。
続きまして、利用権設定の転貸2件の説明を事務局からお願いします。

事務局 利用権設定の転貸2件について、ご説明いたします。議案の42ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。
今回は借受人が法人、貸付人が1名で、面積は、田の1,473㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を43ページに掲げておりますので、御審議をお願いします。

議長 議案第13号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の転貸2件について、御意見、御質問はございませんか。

＜な し＞
無いようですので、議案第13号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の転貸2件については申出のとおり決定します。
続きまして、利用権設定の期間借地5件の説明を事務局からお願いします。

事務局 利用権設定の期間借地5件について、ご説明いたします。議案の44ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。
今回は借受人が1名、貸付人が5名で、面積は、田の16,137㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を45～47ページに掲げておりますので、御審議をお願いします。

議長 議案第13号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の期間借地5件について、御意見、御質問はございませんか。

議長 ＜な し＞
無いようですので、議案第13号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の期間借地5件については申出のとおり決定します。
続きまして、公社への売渡取消1件について事務局から説明をお願いします。

事務局 公社への売渡取消についてご説明いたします。議案は48ページになります。こちらは12月の農業委員会において公社への売渡について上程しました案件ですが、譲渡人が当該農地を買い戻すために上程しております。御審議の程、よろしくお願いたします。

議長 議案第13号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社への売渡取消1件について、御意見、御質問はございませんか。

8番委員 手数料はとるのですか。

事務局 その間の利息は負担をすることになります。

12番委員 もっと早く現地の確認をやっておけばよかったですのではないですか。

事務局 みなさんのおっしゃる通り、もう少し手前で確認をしておけばというところですが、買受予定者の方もなんとか事業等を使い取り組めないか、あとは盛土や暗渠排水等を検討し対応をできないかというようなあらゆる方策を検討をされて確認交渉をなさっております。それでも方策がないということでありましたので本人さんとしても断念をせざるを得ないという決断でしたので事務局としても止むを得ないと判断し取り消しに向けた手続きのほうを進めました。

議長 他に御意見、御質問はございませんか。

<な し>
無いようですので、議案第13号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社への売渡取消1件について承認を戴きました。続きまして、公社へ売渡の1番についての説明を事務局からお願いします。

事務局 公社への売渡についてご説明いたします。議案は49ページの1番になります。こちらは12月の農業委員会で、北部地区担当委員2名があっせん委員になっていただいた案件について買い手が決まりましたので、今回農業公社へ売渡する内容となっています。明細書を議案の50ページに、案内図を51ページに掲げております。場所につきましては黒川町真手野の圃場整備された茶畑となっております。売買価格については反当りの金額と全体額は議案の50ページの明細書のとおりです。

議長 議案第13号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社へ売渡の1番について、御意見、御質問はございませんか。

<な し>

無いようですので、議案第13号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの売渡1番について承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思います。

続きまして、公社へ売渡の2番についてですが、9番委員が申請人である事案となりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

それでは公社へ売渡の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案は49ページの2番になります。

こちら12月の農業委員会で、西部地区担当の委員2名があっせん委員になっていただいた案件について買い手が決まりましたので、今回農業公社へ売渡する内容となっています。

明細書を議案の52ページに、案内図を53ページに掲げております。場所については東山代町長浜の圃場整備田となっております。

売買価格については反当りの金額と全体額は議案の52ページの明細書のとおりです。

御審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

議案第13号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの公社への売渡2番について、御意見、御質問はございませんか。

<な し>

無いようですので、議案第13号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの売渡2番について承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思います。

9番委員に着席していただき審議を再開いたします。

議長

続きまして、議案第14号農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名1件についての説明を事務局からお願いします。

事務局

議案第14号農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名1件についてご説明します。

議案の54ページの3番です。

今回あっせんの申出が大川内町で出ております。大川内町での申出であるため、中部地区担当の副島委員と池田委員にあっせん委員をお願いしたいと思います。

あっせん委員となられる方には、大変お手数をおかけする事となりますが、

よろしくお願いいたします。

議長

それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。

報告第4号農地法第18条第6項通知の受理4件について、事務局から報告をお願いします。

事務局

報告第4号農地法第18条第6項通知の受理4件について説明します。

議案の55～56ページをご覧ください。

2番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。

3番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は贈与される予定です。

4番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は他の方へ貸付される予定です。

5番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。

報告第4号については以上4件です。

議長

報告第4号農地法第18条第6項通知の受理4件について、ご意見、ご質問はございませんか。

<なし>

続きまして、報告第5号農地の形質変更届出2件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第5号農地の形質変更届出2件について説明します。議案の57ページの2番になります。図面は、案内図と字図が12ページ、平面図と断面図が13ページになります。申請地は大坪町白野地区です。こちらは申請地を嵩上げし畑として耕作するための届出です。

続きまして3番になります。図面は、案内図と字図が14ページ、平面図と断面図が15ページになります。申請地は東山代町長浜地区です。こちらは申請地を嵩上げし畑として耕作するための届出です。

報告第5号については以上2件です。

議長

それでは、2番について担当委員から説明をお願いします。

担当委員 | ここは大坪小学校から150mくらい東の方になります。ここは嵩上げし野菜を作りたいということです。別に水路等も問題はなかったのでよろしくお願ひします。

議長 | 2番について、御意見、御質問はございませんか。

12番委員 | 道路の幅はどれくらいありますか。

担当委員 | 5mほどあります。

議長 | 他に御意見、御質問はございませんか。

| <な し>
 | 続きますして、3番について担当委員から説明をお願いします。

担当委員 | 農業地の利用権設定にもあがっていましたが、松浦鉄道の踏切から南に100m程のところでございます。田を嵩上げし、畑としてハウスを設置しパプリカを作りたいということで、区長さん、生産組合長さんの了解は受けております。さほど問題は出てこないと考えております。以上です。

議長 | 3番について、御意見、御質問はございませんか。

| <な し>
 | 無いようですので、これで報告事項を終了します。
 | それでは、その他協議事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 | < その他協議事項 >

議長 | これで第2回農業委員会を閉会します。

| <<< 議事終了 >>>